

令和5年度第7回大阪市建築審査会会議録

- 日 時 令和5年10月3日(火) 午前10時00分開会
午後 0時03分閉会
- 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第11共通会議室
- 議 事 1) 個別同意案件
2) 一括同意案件の報告
3) その他
- 会議資料 1) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意
基準に適合したものの報告
2) 建築基準法第85条第7項許可における建築審査会一括同意基準に
適合したものの報告
- 出席委員 5名(欠は欠席者)
- | | | | |
|-----|---------|---|-------|
| 会 長 | 横田 隆司 | | |
| 委 員 | 阿部 昌樹 | 欠 | 柳原 崇男 |
| | 清水 陽子 | | 佐藤 恭子 |
| | 欠 水野 優子 | | 牧田 武一 |
- 出席幹事 計画調整局 坂中(建築指導部長)
森(建築企画課長)
生駒(建築情報担当課長)
國領(建築確認課長)
中森(監察課長)
岩本(都市計画課長)
中坊(開発誘導課長)
- 環境局 三原(環境管理課長)

消防局

都丸（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 山下（注1）、木戸（注1）、岡崎（注1）、田島、三木、鈴木

（注1）書記

開会 午前10時00分

横田会長が開会を宣言した。

議事記録責任者について、事務局から清水委員と牧田委員に依頼し、承諾を得た。

◎同意案件

議案第11号 指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第52条第14項）について

議案第12号 指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第59条の2第1項）について

○事務局（木戸） （議案第11号、第12号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案について委員の先生方、ご意見等ございましたらご自由にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

清水委員お願いします。

○清水委員 ご説明ありがとうございました。

敷地外の東側の空地について、先ほど道路という扱いになるというご説明でしたが、写真を見せていただきますと街園という表記もあったかと思いますが、ここの部分と今回の敷地の部分の連続性というものがあるのでしょうか。例えば6ページの公開空地計画図を見せていただきますと、特段フェンス等はないように思いますが、このあたりがどのような関係性になるのかということをお教えいただければと思います。

次に、先ほど北側の低層住宅に対して日影は5時間以上出なければ良いというご説明だったかと思いますが、3時間の日影は入ってくるように思います。恐らく法規的には問題ないと思いますが、このあたり近隣の方のご理解等は得られているのかということをお教えいただければと思います。

もう一点、電動キックボード、ループが配置されるということですが、これはマンション住民用になるということなのか、それとも一般の方がここまで中に入って使うということなののでしょうか。その場合、不特定多数の方がここに入り込むということがどうなのかと思いました。以上、3点について、教えていただければと思います。

○横田会長 よろしく申し上げます。

○事務局（木戸） まず1点目の東側の歩道の空地との連続性ですが、今回の敷地は北側、南側、東側に既設歩道が整備された敷地となっておりますので、歩道を通じて行き来はできます。東側の歩道の空地と今回の敷地との間は、歩道側の緑地帯で隔てられており直接の行き来はできませんが、敷地内の緑地と歩道側の緑地帯を、一体の緑地として見えるように計画していると聞いております。

次に、日影の件ですが、この場所は第2種住居地域の指定容積率400%の区域のため、法令による日影の制限がございませんので法的には可能ということになります。なお、5時間の日影規制については、法第59条の2第1項の許可を行うにあたり、条件として付加しているものです。

近隣の方への説明状況ですが、4月の下旬に戸別訪問により説明していると聞いており、近隣住民の方よりいくつかご意見をいただいていると聞いております。事業者においては、駐車場の変更等、ご意見を踏まえて計画を変更している点もあるとしながら丁寧に説明をしていくと聞いております。

最後の電動キックボードのループについてですが、こちらにつきましてはマンションの住民用と聞いていますので、不特定多数の方が入り込むといったことはないものと認識しています。

○清水委員 ありがとうございます。

北側の低層住宅については承知いたしました。引き続きご説明等を丁寧にお願いしたいと思えます。

東側の空地との連続性というものが、写真も見せていただきますとどの程度になるのかなというところがあります。一体的に使っていただけるのであれば公開空地としての意味も広がるのかと思えますので、東側の空地を十分に考慮した形で使っていただけるようになるというなと思えました。

最後のループに関しては、維持管理が徹底されるのかが気になりますので、適正に維持管理されるようよろしくお願いいたします。

○事務局（木戸） 分かりました。いただきましたご意見を事業者に申し伝えます。

○横田会長 よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

阿部先生、いかがでしょうか。

○阿部委員 清水委員の最初の質問に関連しますが、東側の街園と言っている部分ですけれども、これは造幣局のすぐ前にある休める場所ですよね。イメージとしてはそこ公開空地がつながっていたほうが、造幣局に遊びに来る人にはいいなという感じがします。今のご説明だと、こちらの街園部から公開空地に直に入ることはできないということですよ。

○事務局（木戸） 今のところは街園部から直接入れない計画としております。道路管理者に再度確認をさせていただきますして、もう少し工夫できるかどうか設計者と協議してまいりたいと思ひます。

○阿部委員 今の想定としては、住民以外の人が入る公開空地に入るのは、基本的には南東方向でしょうか。あるいは歩道側からでしょうか。

○事務局（木戸） 公開空地は、歩道状に整備する部分や南側に設けたプレイロットには人が入れますが、緑色で着色している部分につきましては緑地帯となっておりますので人が入ることはできません。

○横田会長 緑地として整備するという考え方ですね。

○事務局（木戸） はい。今回の計画は30階建ての高層建築物になっておりまして、窓やバルコニーから物が放物線を描いて落下することを想定した範囲というのがございまして、この公開空地計画図でいいますと、ピンク色や青色で示している線がその範囲になっておりますが、その範囲の中は安全対策として人が立ち入らないような計画をしております。そのため、緑地として整備する計画になっています。

○阿部委員 参考までに聞いておきたいのですが、そのような実質的には緑地があるだけでも公開空地とみなされて、誰も入れない緑地であっても係数1.0で広い範囲が公開空地として評価できる規定になっているわけですね。

○事務局（木戸） はい、そうです。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございます。

佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございました。

その公開空地の植え込みや壁面緑化も含めて、住民というか管理者がしていくという約束ですよ。

○事務局（木戸） はい。

○佐藤委員 それは引き続き。いわゆる建てただけで、その後ほったらかしということがないように維持管理していただけるようお願いいたします。

○事務局（木戸） はい。

○佐藤委員 あと、6ページのところで関電の電柱を移設するという内容を西側のところに書いてあるんですかね。これは何か電線が地下に潜ったりするのでしょうか。あまり関係ないかもしれませんが、電柱がなくなるのでしょうか。

○事務局（木戸） 現在車道にある電柱を、車の通行が円滑にいくように今回の敷地内歩道の中に移設するだけで、地中に埋設するものではございません。

○佐藤委員 なるほど。分かりました。本来なら地下に潜ったほうが便利かなと、今どきはそうするのかと思ったんですが、わざわざ歩道に移設されるということですね。

○事務局（木戸） はい。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

最後、牧田委員、よろしくお願ひします。ないですか。

それじゃ、一応議論は尽くしたということで、ほか何か追加の質問等よろしいでしょうか。特になければ、これで同意ということでまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案第11号、12号については同意したということにしたいと思います。

（各委員からの異議の発言なし）

◎同意案件

議案第13号 指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第52条第14項）について

議案第14号 指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第59条の2第1項）について

○事務局（木戸） （議案第13号、第14号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、この議案について、何か委員の先生方、ご意見、ご質問等ございましたらご自由にお願ひしたいと思います、いいですか。

どうぞ。

○清水委員 ご説明ありがとうございました。

ちょっと先ほどのことを蒸し返して申し訳ありませんけれども、先ほど落下の放物線が入るところは、公開空地だけれども人が入れない公開空地なんだと思って聞かせていただいたんですけれども、今回の場合とはちょっと対応が違うということでしょうか。今回は、三方公開空地が設けられていますけれども、恐らくどこも一般の方が入ることが可能ですし、本来公開空地ってこういうものかなというふうに理解をしていたので、もし今回も公開空地とはしているものの、一般の方が入れない、入ってほしくないというところがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいなと思いました。

あと、周辺かなり公開空地を設けていただいている、総合設計制度を利用されている件数が増えてきているんだなと思って見せていただきました。このあたり、せっかく設けていただいていますので、何か連続性であったりですとか、例えばお向かいの公開空地とちょっと植栽をそろえるであったり、何かデザインをちょっと意識していただくということが、これは希望なんですけれども、あればいいなと思いましたので、もしそのようなご提案があるようでしたら教えていただきたいなと思いました。

あと、また日影で申し訳ないんですけれども、今回向かいの北側敷地まで8時間が入らないようにという規定はあるというご説明だと理解したんですけれども、結構ぎりぎりなんだなと思って見せていただきました。これは大丈夫ですよということなんですけれども、再度確認をさせていただきたいなと思いました。

○事務局（木戸） まず1点目の公開空地の件ですけれども、14ページの図面を参考に見ていただきたいんですが、図面の中の凡例で、開口制限や腰壁900以上、手すりを1,100以上という記載がありますが、公開空地に面した住戸の窓等に、このような制限を加えることで落下放物線の範囲を小さくして、公開空地の多くの部分を人が立ち入れるような計画となっております。先ほどの共同住宅につきましては、窓等に開口制限を設けずに公開空地内の落下放物線の範囲内は緑地帯として計画されておりました、市としてはどちらも否定しておりません。

お手元の水色の総合設計制度の基準をご覧くださいませでしょうか。総合設計の基準の11ページになります。こちらに公開空地の定義が書いておりました、公開空地といいますのは、環境の向上に寄与する植え込みや利便の向上、市街地環境の整備に寄与する空地などをいう、となっておりますので、人が入れない緑地であっても、人が入れる広

場状であっても同じ評価をしております。

あと2点目の周辺の公開空地との連続性ですが、道路で分断されておりますので、道路を跨いだ街区との連続性を意識した公開空地の計画になっておりませんが、なにか工夫できないか一度設計者と話させていただきたいと思います。

あと、日影につきましては、先ほどの案件は第2種住居地域でしたので、道路対側の境界線から5メートルを超える範囲に、5時間を超える日影が生じないようにすることを、総合設計の基準で指導をしているところですが、こちらの案件は商業地域となっており、先ほどの案件とは異なり、8時間は超えないという基準で指導しております。今回はその基準はクリアしており、また商業地域ですので法令の日影制限がございませんので、規定を満たしております。また、設計者からは近隣の住民の方に今年の4月下旬に個別に訪問して計画の説明を行っており、近隣の方からは特に意見はなかったと伺っております。

以上です。

○横田会長 よろしいですか。

○清水委員 ありがとうございます。

公開空地のご説明ありがとうございました。意図は理解できたかと思えます。個別の案件がどうではなくて、先ほどの件に関しましては、窓の制限は設けずに公開空地は設けて300%の割増しをもらいたいと。これは個別というよりは公開空地というものの本来的な意味が気になりました。

○幹事(坂中) すみません、少し補足をさせてください。

ご意見の主旨は、公開空地の中に緑地が多くあって排他的に見えるということかと思いますが、公開空地の考え方と、もう一つ、歩道の設置の考え方もございまして、今回、今見ていただいている議案13号、14号につきましては現状道路に歩道がございませんので、道路に沿って公開空地内に2.5メートル以上の歩道を設けるということが基準として設けておりまして、今回その基準に従うためにも歩道設置が必要となります。先ほどの11号、12号については既存道路に歩道がございまして、2.5には若干足りないんですけども、よく見ていただくと、少しだけ歩道提供して2.5メートル歩道の形状を造るということになっていまして、こちらは、たまたま現状歩道があったので、歩道整備の義務的には少なかったということが起因していると思っております。我々としても単に緑地をつくったらいいいということではなくて、周辺環境の向上に資するという観点も見

ていますので、そのあたりをご理解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、阿部委員、よろしいか。

○阿部委員 歩道を造るということですが、今歩道がないといったのは、西側に、片側だけに歩道があって、道路の両側に歩道は、西側の道路の東側には歩道がない状態なわけですかね。

○幹事（坂中） 計画地に対して歩道があるかないかということで考えていただければと思います。今回の13号、14号については、北側、西側に歩道がないので歩道を設けており、先ほどの11号、12号についても西側には歩道がなかったもので、歩道状の公開空地を設置されているということです。北側と南側は現状歩道が2.5に満たないので、その差の数十センチ分は歩道として敷地内に造るという計画になっています。

○阿部委員 なるほど。最低2.5メートルの幅の歩道を設けるというのは、総合設計制度の一部としてそういう規定が設けられているということですか。

○幹事（坂中） 総合設計の基準として設けているということです。

○阿部委員 分かりました。要するに現況においてどうなっているかによって、歩道設置義務がかなり違ってくるという理解でよろしいわけですね。

○幹事（坂中） そうご理解いただいて結構です。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございます。

あと順番に。佐藤委員。

○佐藤委員 ご説明ありがとうございました。

今の案件に関して、お隣の歩道の連続性というのはあるんですか。写真で見ると壁があるような感じがしたんですけども。

○事務局（木戸） 隣の歩道の連続性はございません。

○佐藤委員 ございませんね、これ。

○事務局（木戸） はい、ございません。

○佐藤委員 今の現状では。

○事務局（木戸） 現状ではございません。

○佐藤委員 これは、これでもうオーケーなんですけど、使い勝手が悪いと思うんですけ

ど、それはもう致し方ないんですかね。

○事務局（木戸） そうですね。連続性はないですけども、コの字に歩道を整備するということで一定の安全が確保されていることを評価しております。

○佐藤委員 将来的には何かそういう連続性とかもあったらなと思いました。ありがとうございました。

○阿部委員 参考までなんですけれども、この敷地の北側の敷地の西側部分は今歩道がない状態というご説明でしたけれども、将来的にということですけども、仮に現在のこの物件の南側の敷地も総合設計制度を利用するとすれば歩道設置義務が生じる。

○事務局（木戸） はい。

○阿部委員 でも、それを使わなければ今のままでいいという。

○事務局（木戸） 使わなければ今の状態で、西側道路の歩道がこれ以上連続することはないです。

○阿部委員 できれば総合設計制度を使ってほしいというような状態になるんですかね、そうすると。歩道を連続させるという意味では。

○事務局（木戸） 行政としてはそうなることを希望しますが、総合設計制度は単体の敷地に対する許可となりますので、隣地の計画にまで意見ができる立場にはないと思っております。許可にあたっては、可能な範囲で敷地の集約化を求めています。集約化を図れなかった場合は、経過等を確認するようにしており、今回の南側敷地については、その取得には至らなかったと聞いております。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 牧田委員、よろしいですか。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

総合設計に係る内容については各委員の方々ご質問いただいたので、特に私もありません。細かい話だけなんですけれども、最後のCASBEEの資料のところの面積と議案の面積が若干違うので、総合設計制度の条件であるCASBEEのAにどう影響するか、プラスかマイナスかちょっと分からないんですけど、影響しないよということだけ、確認だけ後ほどよろしくお願いします。

○事務局（木戸） 分かりました。許可をする際に、改めて確認して許可するようにいたします。

○横田会長 よろしく申し上げます。

あと何か追加とかよろしいでしょうか。特になければ、13、14号についても同意ということにさせていただきますが、よろしいですか。ありがとうございました。

(各委員からの異議の発言なし)

◎同意案件

議案第15号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第15号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案について、ご意見、ご質問等、委員の先生方からご自由にお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部委員 念のために確認ですけど、要するにまだ構造計算はできていないという段階なわけですね。

○事務局（岡崎） 構造の評価につきましては、性能評価機関における委員会審議は終わりました。来週あたり、近々評定書の交付がされる予定と聞いております。

○阿部委員 要するにここでの承認というのは、まだ条件つきで構造的に問題がないという評価が出ればオーケーという、そういう承認ということですね。

○事務局（岡崎） そうです。評定書の交付をもちまして許可通知書の交付を行いますので、最終的にはそこを確認した上で許可をすることになっております。

○阿部委員 ほとんどないと思いますが、場合によってはそこで例えば紙管造であるドームCはちょっと構造的に問題あるよねみたいな可能性がないわけではないという。

○事務局（岡崎） 実際、委員の先生方が出席される評定委員会の審議も終わっており、評定委員会の前に当然それぞれの材料につきまして試験等を行った上で強度などの設定を行い、材料についての安全確認を行っております。よって、内容的なものはもう一定評価されておりますので、あとは事務処理手続ということになっております。

○阿部委員 あともう一点ですけど、構造を覆う素材は何なんですか。

○事務局（岡崎） 覆う素材は通常の膜屋根でして、一般的に使われる膜材になります。

今回は、あくまでも構造フレームがそれぞれ特殊な材料を用いるものであり、膜材は一般的な材料となります。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 ここで別に構造の審査をするわけではないけれど、他に留意点などについて

意見をいただくということだと思います。ありがとうございました。

○阿部委員 あと、このパビリオンのトイレにはVIPルームにはあるけれども、基本的にトイレはないというということも、まさに仮設なので特例的にそれが認められるということでしょうか。

○事務局（岡崎） 建築基準法で、来場者の展示場部分にトイレを設けないといけないという規定はありません。一般的なパビリオンでは、会場内で博覧会協会が設置する共用トイレを使っただけということのが、万博での規則的なものと聞いております。それぞれの建物で設置されるケースもあると思いますが、法的規定はなく、申請者側の判断とおなおります。ただ、設置される場合は、バリアフリー等の観点での対応ができるようなトイレというのが必要になっております。また、仮設許可基準でもトイレを必ず設けなさいという規定はありません。

○阿部委員 なるほど。分かりました。トイレがないということはそもそも考慮の外というか、考えなくていいということですね。

○事務局（岡崎） そうですね。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございました。

牧田委員、いいですか。

私、7ページの平面図を見ていて思った、ドームBというところの真ん中で、これはどういう見せ方をするのかなど。ずっと勝手に流しているのをずっと見るんですか。それとも、100人単位で入れては見せる。

○事務局（岡崎） ドームBの席については100席設けられております。こちらのところで座っていただいて、中央に大型のLEDのスクリーンを設ける予定と聞いております。利用されている間は自由には入れませんので、イメージとしては、次入られる方を待っていただくための、ドームAで100人、次のドームBで100人、その次のドームCで100人と、そのようなイメージで利用される予定と聞いております。

○横田会長 分かりました。あふれた人はこの入り口のところに行列するというところで。

○事務局（岡崎） そうですね。

○横田会長 分かりました。ご説明ありがとうございました。

○清水委員 多分大丈夫だと思うんですけど、先ほど材料の構造的な耐力的なところは検証されるということだったんですけど、防火性能で耐火のほうの検証ももちろん確認し

ていただいているということでしょうか。

○事務局（岡崎） 防耐火につきましては、もともと仮設建築物の場合は法令の一部が適用除外されまして、今回の計画につきましても仮設許可を取ることで、例えば本来耐火建築物にしないといけなくても、そこは適用除外することになっています。それをやるに当たってこの仮設許可を取るというところで、最低限、安全上、防火上、衛生上支障ないと認めるために、最低限の基準として許可基準を定めております。なお、許可基準でも必ず何か耐火建築物にしないとか、そういった基準は定めていません。ただし、内装制限は本来適用除外できますが、許可基準に定めることで、初期火災の対応など、避難上支障がないような対応をしていただいております。

○清水委員 緩和適用のところでもチェックがついているのは確認させていただきました。ただ、膜に関しては不燃材というところで許可認定番号は入っていたんですけども、今回、竹とか紙管ということになりますので、そのあたりご確認はしていただけたらいいなと思いました。

○事務局（岡崎） 膜自体の不燃材料が内部の天井にも兼ねているため、許可基準で定める難燃や準不燃以上に対応しております。

○横田会長 よろしいでしょうか。ほかよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、これも同意ということでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

（各委員からの異議の発言なし）

◎同意案件

議案第16号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第16号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案についてご意見、ご質問等あればご自由に委員の先生方、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部委員 今のご説明にありましたように、東京ドームは空気膜ですけども、空気膜を使うというのは基本的には仮設じゃなくて常設でもオーケーですけども、今回については要するに空気膜を使うことが問題じゃなくて、手続を簡略化するということがポイントなわけですか。

○事務局（岡崎）　そうですね。空気膜自身は一般的に本設でも事例もありますし、仮設でもあつたりすると思うんですけども、本設の場合は国土交通大臣の認定まで必要となっております。今回は仮設建築物というところで、構造の一部規定が除外されているというところがありまして、議案第15号と同様に国土交通大臣の認定は不要ですが、仮設許可基準において、評定機関での審査を受けることとしており、手続期間としましては、大臣認定と比較して一定短縮されるということになっております。

○阿部委員　つまり本設の建物としては認められないような構造とか素材とかを使っているという話ではないという理解でよろしいわけですね。

○事務局（岡崎）　その理解で結構です。

○阿部委員　分かりました。ありがとうございます。

○横田会長　ありがとうございます。

清水委員、よろしい。

○清水委員　ありがとうございます。ご説明に関しては、ちょっと自分の役目がよく分かっていないというところがありますので、すみません、ちょっと単純な質問になりますけれども、この膜の中に照明器具等は配置されるのでしょうか。入ったらいいなと思っていて。恐らくちょっと雲みたいなものですとか、夜でこれが光ってくれると何かちょっとあんどん状に見えるのかなというのが、そう見えたらすてきだなと思ったんですけども、すみません、そんなことがお分かりでしたら。

○事務局（岡崎）　今回、博覧会協会で選ばれた若手建築家の方が設計をされていますが、照明器具が入るかというのは確認できておりません。ただし、若手建築家の方がデザインとして今回空気膜構造を採用されているというところで、一定そういったところも考えられているかもしれませんので、確認させていただきます。現時点では、把握しておりません。

○横田会長　ただ、その場合はLEDにするとか発火しないようにとか、その辺はぜひお願いしたいなど。

○事務局（岡崎）　ご意見があつた旨、設計者に伝えさせていただきます。

○横田会長　ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員　ご説明ありがとうございました。

トイレに関して、出入口があつて、これは誘導される形になるんですか。逆方向じゃ

ないですけど、先ほど大屋根（リング）に行くとかおっしゃっていたんですけど、それは大屋根（リング）にも行けるということ。

○事務局（岡崎） まずこちらはどなたでも使える共用トイレでして、メインの動線が、4ページ目の右側、敷地の右側が大屋根（リング）となっておりまして、この大屋根（リング）は来場者の皆さんがメインで歩く動線になります。5ページ目を見ていただきますと、リング側のほうから男性トイレと、図面の下の方にジェンダーレストイレがあり、その間の部分が通路となっておりまして、この間の通路の部分が基本的にはメインとして利用される通路となると聞いております。メイン通路を通過してジェンダーレストイレ、バリアフリートイレはこの中から経由していただき、奥の男性トイレと女性トイレが、建物の図面でいきますと上側のそれぞれ左右に男性トイレ入口がありますが、そこまでこの通路を通った上で利用されます。男性トイレにつきましては入口の下辺りに出口があり、女性トイレは女性トイレの一番下の部分に出口があります。それぞれの出口を出ていただくと、また先ほどの通路を通過して大屋根（リング）側というのが一般的な動線になると思います。ただし、実際の利用としましては、北側と南側のそれぞれの隣地が一体的に利用できる空間となっておりますので、敷地の中だけで見ますとメインはリング側からの動線ですが、実際的にはこの建物の南北の部分も一体的な利用ができる空間になると思います。

○佐藤委員 別にこのトイレ、出口から入ってもいいんですよね。

○事務局（岡崎） もしかしますと標識や案内で出口、入口を記載されるのかもしれませんが、現時点は把握しておりません。

○佐藤委員 別に、出入口という感じかなと思ったので。

○事務局（岡崎） そうですね。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。使いやすいトイレになっていただきたいと思います。

○横田会長 私の意見は、入り口にもし行列ができた場合、どこに行列させるかなというのがね。小便器も2つあるし、きっと大便器2つのブースの前に並ぶのかなとか、いろんなこと。そういう並ぶときがちょっと。ここのトイレがたくさん利用するのか、閑散としていただいてもいいんだけど、混雑したら大混乱になるので、それはちょっと運営、オペレーションが問題かなとちょっと思いました。

○事務局（岡崎） ご意見があった旨、設計者に伝えさせていただきます。

○横田会長 ありがとうございます。

牧田委員、よろしいですか。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

木造の部分というのをすみません、もう一度教えていただきたいんですけど、5ページで木造部、屋根、シート防水と書いているこの木造はここだけなのか。母屋という空気膜構造を支えている主要構造部が木造を使っているのか否かという、そのあたりいかがでしょうか。

○事務局（岡崎） まず5ページ目の上の平面図の部分でいきますと、まず全体として台形状の建物全体が木造というイメージで思っていたら、その上で平面図の破線のクロス表記されている部分、この部分だけが空気膜構造が乗ってくるといいますか、めり込んで入ってくるイメージですので、下の断面図でいきますと木造部、屋根、シート防水とありますのは、平面図でいきますと上部屋根膜構造と書いている以外のところは全てこの木造の屋根でして、シート防水になっております。真ん中がくり抜かれて、空気膜構造の風船状といえますか、それが入ってきているということになります。空気膜構造の三角部分が木造かは確認できておりませんが、木というより金属系の材料じゃないかなと思います。材料につきましては確認をさせていただくということでよろしいでしょうか。なお、今回の評定につきましては空気膜構造のみではなくて、木造部分含めて建物全体で安全性の確認の評価を行っております。参考にお伝えさせていただきます。

○牧田委員 分かりました。基本的には木造ですね。全てがね。

○事務局（岡崎） そうです、木造一部、空気膜構造というイメージです。

○牧田委員 ですね。平面で見る柱というのも木造であって、その上のはりも木造で、ただ空気膜構造の三角のトラスみたいなものが何かなということですね。

○事務局（岡崎） 部分だけが、そうですね。

○牧田委員 分かりました。それが鉄骨であれ木造であれ、一体として構造計算をされて評価を取るということになっているということですね。

○幹事（坂中） すみません、阿部委員からご質問があった件でちょっと補足させていただきたいんですけども、構造といえますか大臣認定の話もありましたのでちょっと補足させてほしいんですけど、本設の場合は建築基準法に従って構造計算の規定もがちがちで固まって、こういう計算でやりなさいということが決まっています。規定がない、例えばこういう膜構造であったりとか先ほどのカーボンファイバーであったりとかとい

うのは基準法に規定がないので、規定がないものについては国土交通大臣の認定を取得しなさいと、こういう立てつけになっています。仮設建築物の場合はこれらの規定が除外されるということになっていきますので、構造計算の方法も自由ですし、安全性さえ確認できれば基準法に従う必要がない。大臣認定も法的には必要ないということになります。ただ、それでは安全性が確認しづらいので、仮設の場合であっても何らかの安全性の確認をしてくださいということと、基準法で想定しない材料については大臣認定までは要らないけれども専門機関で評価を受けてくださいということをお阪市から許可に関する基準として設けているという立てつけです。よって、本設の場合で想定していないものは先ほど申した大臣認定を取る。仮設の場合は、大臣認定までは行かないけれども、評定はちゃんと取ってくださいと。こういう立てつけになっています。

では、この審査会で、何を見るのかということになってくるんですけども、法の規定でいうと、仮設の期間が1年を超えるものについては建築審査会の同意を得なければならないという規定が設けられているので、本来であれば全部お諮りするんですけども、今回、万博施設の審査をやっていただくに当たって、全部この審査会へお諮りするのも大変ですということと、一括同意基準を作成し、一定の面積規模、小さいものについてはお任せいただいて、ご報告という形を取らせていただき、規模の大きいものと特殊なものについては1件ずつ個別にお諮りしようということをお願いしてきた経過になっておりますので、そういう観点で整理をさせていただいているということでご理解いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○横田会長 補足説明ありがとうございます。

ほか何か委員の先生方から追加の質問等よろしいでしょうか。特になければ、この議案も同意ということでまとめさせていただきます。ありがとうございます。

(各委員からの異議の発言なし)

◎同意案件

議案第17号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第17号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、この議案についてご意見、ご質問等、委員の先生方ございましたらご自由にお願ひしたいと思いますが。

2,000席ってかなり大きいですね。

○事務局（岡崎） そうですね、はい。

○横田会長 その割に舞台が楽屋と離れているから、どういう劇をされるのかよく分からないのですが、それはここの議題ではないわね。具体的にそれは決まっているんですか。どんな舞台、劇をされるのか。

○事務局（岡崎） 内容につきましては、詳細は聞いておりませんが、音楽、演劇、芸能などいろんなエンターテインメント。あと国際デーなど。そういう国際イベント的なものも含めて想定されていると博覧会協会のホームページにある基本計画方針に記載はされております。設計者から具体的な詳細は聞いておりません。

○横田会長 分かりました。ありがとうございます。

清水委員。

○清水委員 ご説明ありがとうございます。かなり面白い建物なのかなと思って見せていただきました。

1階平面図のほうに消火水槽がかなりたくさん配置されているようですけれども、これは規定により必要な水槽ということでしょうか。ここからスプリンクラー等の水を確保するという事なのかなと。ちょっと私がよく分かっていないからだと思います。

○事務局（岡崎） この申請図書に消防設備の記載はありませんが、仮設建築物の場合でも消防法が適用され、基本的にはあまり緩和がないと聞いておりますので、用途、規模に沿った消防設備を設置されると聞いております。ご質問の水槽も消火水槽等ではないかと思えます。

○清水委員 ありがとうございます。

あと、1階の真ん中の円形の部分が舞台だと思われるんですけれども、その東側、右手といいますか、3列ほど客席があって、その奥の部分もかなり広い空間があるかと思うんですけれども、ここは一般の方が通るところになるのか、それとも舞台の一環として一般のお客さんは入らないエリアになるのか。ここの扱いというのはどういう場所になるのでしょうか。

○事務局（岡崎） 詳細までは決まっていないと聞いておりますが、実際、この後ろのスペースの部分も来場者の方が、避難時に利用するため、物が置いていたりすると支障が出ますので、この空間自体は一定空いているとは聞いております。ただし、舞台演出時

などが行われているときには、演者がパフォーマンス等をされるのかもしれませんが。現時点、来場者の方が一切入れないと設計者から聞いておりません。

○清水委員 ありがとうございます。ご説明にもありますとおり避難誘導がかなりややこしいといいますか複雑なのかなというふうに思いましたので、そのあたりきちんと万が一のときには対応ができるようお願いできたらなと思います。

○横田会長 よろしくお願ひします。

阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 ちょっと説明理解していない部分があるんですけども、避難経路とか、あるいは防火設備とかって、基本的にかなりきちっと一応考えられているなという気はするんですけども、仮設だからということで、本設であればこの建物は認められないようなものを認めているのか。それとも、今お話しいただいたような様々な条件を満たしているとするならば、本設であっても認められるような建物なのかという、その辺のことがちょっとよく分からないんですけども、どうなんでしょうか。

○事務局（岡崎） まず、この計画そのままが本設でできるかといいますと、それはできないです。それはなぜかといいますと、議案の17号の次ページの別紙のところ、本来、用途、規模により耐火建築物にしないといけません、仮設緩和により、耐火建築物にはしておりません。よって、このままのプランでということに関しましてはできないということになります。当然、仮設により適用除外できない避難規定等につきましては、適合しております。

○阿部委員 逆に言うと、耐火ではないというのは、火災の危険というのは耐火建築物より高いということですけど、それに対応するような消防設備とか避難経路とかは、まさに耐火でないことを前提としてきちっと考慮されているという、そういう認識でよろしいんですかね。

○事務局（岡崎） 消防につきましては基本的には緩和がないと聞いていますので、今のこの計画に沿った上で消防法に当てはめ、必要な消防設備等が設置されると聞いております。消防法の全ての規定に緩和がないかは確認できておりませんが、基本的には対応していただいていると聞いております。

○阿部委員 そうすると、場合によっては耐火建築物じゃないから火の回りが少し速いかもかもしれないよと。でも、それにこういう形で対応するよというようなことは考慮されているという。

○事務局（岡崎） 消防法につきましては、詳細までは把握しておりませんが、計画に合わせた形で対応していると聞いております。

○幹事（坂中） ちょっと補足させていただきますと、本設の場合は、ずっと何十年もの間そこに建物があるということと、市街地の中で建つということで、市街地大火にならないようにということで、防火地域であったり準防火地域が定められて、それに伴って耐火にしなければならない、準耐火にしなければならないという規定になっているんですけど、ここの会場は市街地から離れた夢洲という独特の場所であって、周辺にコンテナはありますけど一切建物が無い状態の中で、市街地大火ということはまず考える必要がないんじゃないかということで考えています。あと、万博協会のほうの設計基準で、先ほどありましたようにリングから10メートル以上離しなさいとか、隣の区画から1メートル以上離しなさいということがあって、大きな大火災になるということは想定する必要がないんじゃないかというところで、耐火の制限というのは、今回ここの会場については制限していない。ただ、内部の方が逃げる時間を稼ぐ必要があるので、内装制限は設けましょうということで基準をつくっています。ここで耐火の規制をかけると、木造の建物ができないとか、いろんな先進的な取組をしようということのを阻害し、過度な規制になるだろうということで、耐火という基準は今回の仮設基準には設けていない。内装制限で対処しようというふうに考えています。

○阿部委員 よく分かりました。要するに延焼の危険ということに関してはあまりないだろうということで耐火じゃなくてもいいと。ただし、中にいる人の安全性という観点からは、当然本設の建物に準じたというか、同じ程度の安全性の確保を図られているという、そういう理解でよろしいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

次、佐藤委員、いかがですか。いいですか。

じゃ、牧田委員も何かあれば。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

教えてください。12ページの断面なんですけれども、上はA A断面、下がB B断面で、下のB B断面でいくと、この両端の主要構造部の柱というか垂直を支えている地盤面のところ、これはピット状になっているんですが、これは基礎があるのかなのか。このピットというので地盤面を支える基礎として成り立っているのかどうかということなんですけど、いかがでしょうか。

○事務局（岡崎） この部分の基礎につきましては、通常の本設どおりの規定に合わせて、構造計算等も含めて計画されていると聞いております。また、RCの基礎になるとも聞いております。

○牧田委員 そしたら、この下のBB断面のピット状のものがいわゆる基礎というふうに理解したらいいのでしょうか。

○事務局（岡崎） そうです、はい。

○牧田委員 分かりました。ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

それじゃ、ほかに何か追加でよろしいですかね。それじゃ、特にほかに意見ないようですので、同意ということでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

（各委員からの異議の発言なし）

◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて
- 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（木戸） （報告案件の説明）

○事務局（岡崎） （報告案件の説明）

○横田会長 ご報告ありがとうございます。

以上2件、一括同意基準のご報告をしていただきましたが、委員の先生方、何かご意見等ありますでしょうか。後ろのほうは4件だけど、見取図みたいなものは2つしかない。それはそれでいいですよ。

○事務局（岡崎） 添付させていただいた資料は展示場などや劇場などを対象としており、事務所などのバックヤード等は、省略させていただいております。

○横田会長 確認させていただきただけです。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それじゃ、承りました。ありがとうございます。

（各委員からの異議の発言なし）

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

○事務局（木戸） 次回の建築審査会につきましては12月5日火曜日に開催させていただく予定です。開催時間、開催場所につきましては、後日改めてご連絡をさせていただきます。

○横田会長 それでは本日の建築審査会は閉会いたします。

閉会 午後0時03分